

昌子の広場

第104報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel 0725-54-2626

Fax 020-4669-6920

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次

・上伯太線特集	P1-4
・昌子の広場	P4

上伯太線問題特集

上伯太線道路整備事業に関する市の最終報告が出ました



意思決定が不透明

全員協 正式決裁経ず手続き

和泉市の市道整備を巡り、不適切な支出があった問題で、市議会全員協議会が2日、開かれた。市は市道整備の調査報告書で、「正式な決裁手続きも経ておらず、意思決定がいつ誰によって行われたかが明らかになっていない」と、意思決定の不透明さを指摘した。

山田英之

●工事施行にあたって、多くの法令違反や職務違反があり、関係職員には懲戒処分を行い、前市長には損害賠償を求める

というものです。
 年度内(22年3月末)完成は国からの交付金を受ける絶対条件であり、この期限を死守すべく関係職員の皆様は昼夜を分かたず頑張られたことに深く敬意を評します。
 それにひきかえ予算の裏付けの無い、契約もしていない工事を行わせ、結果的に税金を無駄に使い市に損害を与えた前市長をはじめ関係する職員には猛省を促したいと思います。

今回の調査結果は短期間ではありましたが、精力的に調べられた結果がまとめられており評価します。しかしこの調査結果で2点指摘したいと思います。

<その1 王子グラウンドの市営化>
 今回王子グラウンドに多額の税金が投入された結果、この資産を有効に市民に還元すべく、従来はほぼリトルリーグの専用球場であったのを市営化することになりました。これは当然の対応と考えますが、この管理を地元町会を中心とする運営委員会に委託しようとしていることです。本来新たに市営化するのであれば、条例化し公正で透明な運営をすべきであります。ところが地元が運営委員会で管理することを強く希望しているという理由で、運営委員会に管理を任せることにしたいと市は言っています。地元が何故運営委員会方式に拘るのか、その理由ははっきりしませんが、今まで利用していたリトルリーグの利用に便宜を図るためではないかと勘

市民の厳しい批判を浴び、決算が不認定になるという前代未聞の事態になった上伯太線道路整備事業に関する市の調査結果がまとめられ、3月30日に報告があり、4月2日議員全員協議会を開催しました。

- <報告の骨子は>
- 年度内に工事完工の見通しがたち、出来るだけ早い時期の供用開始を目指す
 - 王子グラウンドは市営化する

ぐりたくもなります。

公共施設の管理は条例化する方向であり、これに逆行する運営委員会方式には賛成できかねます。今後の運営状況を十分チェックしたいと思います。

<その 2 法的措置について>

これは前市長に対する損害賠償に関することです。市は松尾寺グラウンドの整備については、市がこの事業を行う責任が無いにもかかわらず、正規の手続きを経ないで行い、当初の見積を大幅に上回る事業費を支出せざるを得ない状況を作り出したことに、前市長に責任があるとして損害賠償を求める事を決めました。

しかし、現在この件は住民訴訟が起こされているので、その様子を見るところ、すぐさま損害賠償請求の訴訟を行わないとしました。

私の議員全員協議会での何故住民訴訟の結果を見るのか、前市長に損害賠償をする事を決めているなら、住民訴訟とかかわり無く訴訟を起こすべきではないかとの質問に対し、市は今までの調査で全てが判明したわけではないので、住民訴訟で新たな事実が判明する可能性もあるのでその帰趨を見定めてから判断すると答弁しました。

住民訴訟の原告は素人であり、市はプロの弁護士を使え、訴訟に関する証拠等は原告より圧倒的に市が保有しており、市が総掛かりで調査しても判明していない事実を住民訴訟で明らかにするなど到底不可能であり、この論理は責任転嫁以外何物でもありません。

市は前市長を訴えることに何等かの理由で躊躇があり、住民訴訟が起こされたので渡りに船とこれに乗ったとしか考えられません。住民訴訟で原告が勝訴すれば、裁判所が請求せよと言ったから前市長に損害賠償を求めると言えるし、原告が敗訴すれば裁判所が責任を認定しなかったから請求は出来ないといえるわけです。どちらに転んでも市は責任を取らなくても良い様に仕組まれているのです。

その証拠に住民訴訟が取り下げられれば、市は訴訟を起こすのかとの質問に、仮定の話には答えられないと終始逃げの姿勢です。

市は自らの判断で前市長に損害賠償を求める事を決めたが、住民訴訟が起こされているので様子を見るといっているのですから、住民訴訟が無くなれば、訴訟を起こすことは当然の帰結です。それにも拘わらず私の再三の質問にも頑として仮定の質問には答えられないとの姿勢は崩しませんでした。

この件に関する調査結果の見解特に前市長に関しては、住民訴訟での主張とほとんど同じです。すな

わち争いはほとんど無いと言っても過言ではありません。通常の住民訴訟と異なる奇妙な構図の裁判になる可能性があります。その様な状況で訴訟告知を受けた前市長らが補助参加しても十分な抗弁が出来るのか疑問があります。

その点からしても、市が前市長を被告として訴えるのが余程スッキリしていると言えますし、仮に住民訴訟で市長に前市長らに損害賠償請求せよとの判決が出て、それに前市長らが応じなければ結局市は裁判を起こさざるを得ないこととなります。このような迂遠な手段でなく、直裁的な方法によるべきと考えます。

上伯太線に関する住民訴訟が始まる

4月16日午前10時大阪地裁で第1回の口頭弁論がありました。いよいよ住民訴訟が始まりました。この日に被告(和泉市長)から答弁書が提出されました。

前市長については市の見解と住民訴訟の原告の見解がほとんど一致しているにも拘わらず、答弁書では**原告の請求を棄却する**ことを求めています。一般の人には理解できないなんとも奇妙な対応と言わざるを得ません。

即ち棄却を求めるということは、原告敗訴即ち前市長に損害賠償を求めることが出来ない判決を市(市長)は求めている事になります。調査結果では前市長に損害賠償を求めると言っていたとは正反対の行動と言えます。訴えられた側の訴訟対応と言えるのかも知れませんが、一般人には理解できない事です。

公金違法支出訴訟

和泉市一枚舌

法廷で「棄却を」対決姿勢

議会でも「市長に賠償請求」

大阪府和泉市の市議員が、違法支出として公金(国庫)を求め住民訴訟で、市が「違法支出」前市長らに損害賠償を求めたいと請求する。市は「住民訴訟は、請求を棄却する」と争う姿勢を示している。市長は「違法支出」を認めず、市が「違法支出」を認めない限り、訴訟を続ける。市長は「違法支出」を認めない限り、訴訟を続ける。市長は「違法支出」を認めない限り、訴訟を続ける。

上伯太線道路問題とはどのようなものだったのでしょうか

問題の経過

< 橋梁関係 >

●H15.1 都市計画道路上伯太線事業認可
 ●H16 年度 まちづくり交付金事業となり国からの交付金の支給が決定

●H19.9 竹中土木と約 8 億円で工事請負契約
 その契約の中に王子グラウンドの復旧費 4.8 千万円が含まれていた

●これと前後し、工事に際しグラウンドが使用できなくなるため市が既存の施設を利用した代替グラウンドを探していたが、適当な物が見つからなかった

●H19.11 UR より松尾寺地区の使用許可を得たので、この地に新たに代替グラウンドを建設することにし、竹中土木の見積では約 1500 万円とのことであったので、前市長らの了解を得て決定この際新たな予算の措置を行わず、契約もしないまま事後処理で対応する前提で、竹中土木に工事実施を指示

●工事の実行に際し、水はけが悪い等当初予測出来ない事情が発生し、リトルリーグからもグラウンドの舗装や球場の向き等についての要望に対応したため工事費は大幅に増加した。(最終工事費は 5700 万円にも膨れ上がった)このような状況を担当課長、部長が十分認識していなかったし、前市長らにも報告が無かったと主張している(?)

●H20.3 代替グラウンド完成。

●H21.3 増額の補正予算。代替グラウンドの工事費が膨れ上がった為、王子グラウンドの整備費を松尾寺グラウンドの整備に流用したが、資材の単価アップ等で全体の工事費が膨らんだため増額の補正予算を議会に提出。その際松尾寺グラウンドの件は一切明らかにせず。

< 道路改良関係 >

●H20.10 矢野建設と約 2 億円で請負契約締結
 その中に王子グラウンドの整備費が 6.1 千万円含まれる。しかしこの当初予算には王子グラウンドの整備費は含まれていなかった(この工事は橋梁工事の中で行うことになっていたのだから当然含まれないし、2 重契約にも当たる)。

●王子グラウンドの整備費は工事内容の変更等で約 2 倍の 1.2 億円に膨らむ

●H21.11 1.1 億円の追加工事費補正予算可決

< 調査結果を公表 >

●H22.3 調査結果を公表し、関連職員の処分と前市長への損害賠償を求めることを決定

(単位円)

王子グラウンド関係	当初	最終	増減
土工事	0	8,615,953	8,615,953
撤去工事	982,650	0	▲ 982,650
移設工事	1,119,500	0	▲ 1,119,500
擁壁工事	16,133,831	16,391,656	257,825
防球工事	14,640,090	19,498,228	4,858,138
ブルベン設置工事	0	4,864,496	4,864,496
グラウンド照明工事	0	17,315,434	17,315,434
ダッグアウト設置工事	1,324,000	3,691,000	2,367,000
施設整備工事	6,422,028	27,877,686	21,455,658
その他	0	1,020,950	1,020,950
直接工事費計	40,622,099	99,275,403	58,653,304
設計金額	59,344,950	159,919,200	
請負金額	47,682,600	120,782,550	73,099,950
松尾寺代替グラウンド関係	当初	最終	増減
造成・舗装工事	3,761,074	25,586,952	21,825,878
排水工事	0	691,892	691,892
施設設置工事	3,886,786	8,992,516	5,105,730
照明設置工事	3,228,953	3,339,729	110,776
グラウンド付属設備工事	0	6,696,636	6,696,636
直接工事費計	10,876,813	45,307,725	34,430,912
設計金額		61,764,150	
請負金額	16,222,500	49,626,150	33,403,650

想像出来ない工事費の増

杜撰な工事により、工事費は想像出来ない程膨れ上がっています。王子グラウンド、松尾寺グラウンドとも3倍近くに膨れ上がっています。資材の単価上昇等の状況の変化があったにもせよ、当初の見積もり(設計)は一体何だったのかと疑わねばなりません。

市の工事監理も成り行き任せでズルズル工事費が膨らんでいるのに手をこまねいていたのでしょうか。民間では信じられない事です。

工事をなんとか工期内に収めたいとの思いがあったにしても、職務を果たしたとは到底言えません。工事途中で何度もこのような状況を明らかにする機会があったはずですが、内密に事を収めようと思ったのか、処理出来ない状況まで問題が大きくなり、このような事態になったものと思います。

法令に反することも多々あり、市民の税金を使っている事を忘れた事務執行は地方公務員としてあるまじき行為であり、厳しく処断されるべきです。

市は今までも不祥事が起こる度に、再発防止の手立てを講じていましたが、上滑りした対策では無かったか、もう一度このような事態が起こった真の原因を追求してこれを除去し、今後一切このような事が起こらないようにすべきと思います。

私たち議会も事情が明らかにされなかったとは言え、このような不祥事をチェックし未然に防止できなかった

責任を痛感すべきと思います。予算の審議や契約の議案の審議にあたって、議員として情報を収集し十分な審議が出来るよう日ごろから研鑽を積む必要があると思います。

今回工事は関連する工事を一部繰延することも行いながら何とか期限内に完成することが出来ました。国の検査はまだですが交付金の返還は避けられるものと思います。最終の工事管理に当たられた職員の皆様には敬意を評します。

この橋梁の供用を遅滞なく行い、市民の皆様の期待に答える必要があります。残工事もスムーズに進める事が重要です。立派に完成した王子グラウンドの市民開放も待たれるところです。

このグラウンドの件で気になることがあります。市はこのグラウンドを市営化すると言っていますが、条例化しないで、地元が中心になって組織する「運営委員会（仮称）」に管理を委ねる予定と聞いています。地元の要望でこのような対応をとると言っていますが、今回の事件の反省を踏まえ、このグラウンドは市民が公平に利用でき、透明性のある運営が必要とされています。

それにも拘わらず地元関係者が中心になってこれを管理するのはまたぞろ恣意的な利用を行うのでは無いかと要らぬ疑念を招くだけです。「運営委員会方式」は到底認められません。

前市長らの法的措置は住民訴訟の状況を見たとの判断ですが、識者の天野巡一・青森公立大教授は「支出が違法という点で住民と自治体の認識は一致しており、住民訴訟を続けるのは訴訟費用や時間の無駄だ。本当に違法と思うなら納税者の立場にたって市が前市長を訴えるべきだ。市は住民訴訟を逃げ道にしているように見える」（4/15 毎日新聞夕刊より）

と言っています。普通の市民の感覚から市の態度は理解し難いものです。

4/16に住民訴訟の第1回口頭弁論がありました。私は傍聴しましたが、その中で補助参加した前市長と前副市長は単なる補助参加である事を裁判長は明確に言われました。市の代理人からの質問に答えたものですが、これは補助参加する前市長らの訴訟行為に大きな制約となる筈で、私が議会でも質問していた懸念が現実となったものです。

**1.8億円も
グラウンドに使って
いいの!**



昌子の日記

- 4/2 議員全員協議会
- 4/3 槇尾山山菜採りハイキング
- 4/5 和泉中央駅会報配布、ダム定例会
- 4/6 和泉中央駅会報配布、石尾中学校入学式
- 4/7 和泉中央駅会報配布、緑ヶ丘小学校入学式
- 4/8 和泉府中駅会報配布、農業についての学習会
- 4/9 信太山駅会報配布
- 4/10 脱ダムネット関西第9回フォーラム
- 4/11 緑ヶ丘自治会総会
- 4/12 北松尾幼稚園入園式
- 4/13 和泉中央駅会報配布、議会便り編集委員会
- 4/14 光明池会報配布。市政相談会
- 4/15 ソロプチ定例会、教育委員会傍聴
- 4/16 大阪地裁（上伯太線、ダンジリ訴訟）
- 4/17 議会報告会
- 4/18-29 子供の育児支援の為神奈川県へ

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

・会費 1,000円(3か月分) 14-16時

・81回 5/9(日)現地散策バスツアー
ささなみの志賀の唐崎から
比良湖辺の歌碑を訪ねて

・82回 6/5(土)よみがえる平城京
6月のみ第1土曜日に変更です

<途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎ絵

・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料

・5月12日(水)13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜 10時~12時、

同じく 木曜 14時~16時

・申し訳ありませんが現在定員一杯です。新規の方は少しお待ちいただくことになります。

市政相談会

・第2、4水曜日 20:00~21:30